

## くまもと限定緊急宿泊助成事業実施要領

### 1 事業名

くまもと限定緊急宿泊助成事業

### 2 事業目的

新型コロナウイルスの影響により、疲弊した上天草市の観光業を支援するため、感染者が減少傾向にある熊本県民を対象に、上天草市内のホテル・旅館等に宿泊する観光客に対して宿泊費の助成を行うことにより、観光客の誘客促進及び地元消費を拡大につなげ、地域経済の活性化に資することを目的とする。

### 3 事業内容

宿泊者への助成方法は、助成額を宿泊料金からあらかじめ差し引き、その助成額を市（市が業務委託する事業者）に請求し受領するものとする。

なお、対象者等については、以下に示すとおりとする。

#### (1) 助成対象者及び対象者数

対象者は、次の条件をすべて満たす者とし、10,000人を上限とする。

ア 熊本県内在住の者

イ 事業開始以後に上天草市内の宿泊施設が設定した宿泊プランに新規に予約し、期間中に宿泊した者

ウ 新型コロナウイルス感染症に宿泊日現在感染していない者、及び感染の疑いが無い者

#### (2) 助成額等

助成額等の内容については次のとおりとする。

ア 観光体験等を含めた宿泊プランの宿泊料金（消費税及び地方消費税は含み、入湯税は含まない）の2分の1を助成する。ただし、宿泊者1人当たり5,000円を上限とする。

イ 子供料金も同様とする。

ウ 他の割引等がある場合は、割引後の額の2分の1を助成する。

エ 新型コロナウイルス感染の収束後に実施が予定されている国、県、市等の誘客キャンペーンとの併用はできない。

オ 1円未満の端数は、宿泊者への請求を切り下げ、助成額を切り上げる。

カ キャンセル費用に充てることはできない。

#### (3) 対象となるホテル・旅館等

対象となるホテル・旅館等は、次の条件をすべて満たす施設とする。

- ア 上天草市に事業所を有する旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による営業の許可を受けた旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業を営む施設であること。
- イ 上天草市の他の観光施設等と連携した観光体験、買物券等をセットした宿泊プランを有すること、または新たに造成すること。
- ウ 観光客への対応、施設の利用、従業員の管理等において、本市が示す基準に従い十分な新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行うこと。

(4) 事業実施期間

令和2年6月1日から令和2年7月31日まで

(5) 事業の延長、中止、中断及び終了等

次の場合は、本事業の期間等を変更する。

- ア 事業の開始及び終了期間は、新型コロナウイルス感染の状況により、変更する場合がある。
- イ 事業実施期間内に助成者数が上限に達した時点で終了し、助成者数が上限に達しなかった場合は、期間を延長する場合がある。
- ウ 新型コロナウイルス感染の収束後に実施が予定されている国、県、市等の誘客キャンペーンが開始された時は、本事業を終了する場合がある。
- エ 県内の新型コロナウイルス感染者状況及び県の外出自粛要請再発次第では、事業を一時中断する場合がある。